

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する告示新旧対照条文

○ 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年十一月厚生省・建設省告示第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表 (略)</p> <p>一 (略) イハ (略)</p> <p>ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（</p>	<p>別表 (略)</p> <p>一 (略) イハ (略)</p> <p>ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内であること。</p>

平成十八年法律第七十七号) 第二条第七項に規定する幼
保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね八十メー
ルの区域内であること。

二
(略)

二
(略)